

那覇港管理組合公告第24号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

「那覇港管理組合新庁舎等施設整備事業手法決定支援業務」に係る
企画提案書の募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和6年7月1日

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕



1 趣旨

「那覇港管理組合新庁舎等施設整備事業手法決定支援業務」を契約する者を選定するために、本業務に係る企画提案書を募集する。

2 応募資格等

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であり、那覇港管理組合における令和6・7年度建設業及びコンサルタント業登録業者名簿(業種区分:土木関係建設コンサルタント、登録業種:都市計画及び地方計画)に登録を有するもの。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(上記イの再認定を受けた者を除く。)
- (4) 過去5年間に国・地方公共団体等に対するPPP(官民連携)手法による民間活力導入可能性調査を含む公共施設整備基本計画策定業務実績を有する者
- (5) 今回の委託業務を実施するために、正・副計5人以上の担当者を配置することができる者
※管理技術者及び照査技術者は、都市・地域計画及び都市整備等に関連する業務の実務経験が7年以上で、技術士(建設部門:都市及び地方計画)若しくはRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有するものでなければならない。
なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。
- (6) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店、支店(社)または営業所を有する法人であること。県内に本店、支店(社)または営業所を有しない場合は、県内に本店、支店(社)または営業所を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。
共同企業体の場合の用件は以下のとおりとする。
ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)(2)及び(3)の要件を満たすものであること。
ウ 共同企業体を代表する事業者が(4)の要件を満たすものであること。
エ 共同企業体を構成する事業者全体で(5)の要件を満たす者であること。
- (7) 那覇港管理組合の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていない者

(8) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 内容及び選定方法等

詳細については、別途交付する「那覇港管理組合新庁舎等施設整備事業手法決定支援業務」プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)を参照すること。

4 プロポーザル実施要領の交付場所等

(1) プロポーザル実施要領の交付場所及び問い合わせ先

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合総務部管理課管理班 (2階)

担当: 西條(サイジョウ)、城間(シロマ)

TEL: 098-862-2328 FAX: 098-862-4247 Email: tak_saijyou2024@nahaport.jp

(2) 応募申請書、参加資格誓約書、共同企業体資格申請書及び共同企業体協定書、質疑書、企画提案書及び応募説明書の提出場所及び提出方法

・応募申請書、参加資格誓約書

(1) の場所あてに持参、郵送又はFAXにより提出すること

※[共同企業体の場合] 共同企業体資格申請書及び共同企業体協定書

(1) の場所あてに持参、郵送又はFAXにより提出すること

・質疑書

(1) の場所あてに持参、郵送又はFAXにより提出すること

・企画提案書及び応募説明書(送付書も含む)

(1) の場所に持参、又は郵送により提出すること

※問い合わせ等については、FAX又はEメールとし、送付後すみやかに担当まで連絡し、受信の確認を行うこと

(3) 提出期限

・応募申請書、参加資格誓約書、共同企業体資格申請書、共同企業体協定書及び質疑書
令和6年7月12日(金)17:00必着

・企画提案書及び応募説明書(送付書も含む)
令和4年7月22日(月)17:00必着

5 その他注意事項

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書等について、後日、那覇港管理組合から疑義照会を行う場合がある。

(3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等については公表しない。

(5) その他のスケジュール、書式等は「プロポーザル実施要領」による。